上尾市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、令和5年6月8日に提出された上尾市職員措置請求書について、同条第5項の規定により、監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年8月7日

 上尾市監査委員
 大 山 一 夫

 上尾市監査委員
 鈴 木 彬

 上尾市監査委員
 代 田 龍 乗

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求の受理

1 請求人

(省 略)

2 請求書の提出日

令和5年6月8日

3 請求の内容(請求人から提出のあった「上尾市職員措置請求書」の原文に沿って記載)

1 請求の要旨

- (1)上尾市における会計年度任用職員制度は令和2年度から開始されましたが、教育委員会令和3年2月定例会において、令和3年度から会計年度任用職員としての「家庭教育支援員」の設置が決定されました(後述の「時系列での整理」参照)。
- このことに関して、同定例会の席上、教育委員から「家庭教育支援員とはどのような仕事を担うのか」との質問に対して、教育総務課長は「新たな職というよりも、社会教育指導員のうち、PTAの関係に携わっている方については家庭教育支援員に職名を変更するものです」と述べています(別紙事実証明書①・②)。この説明から、「家庭教育支援員」と「社会教育指導員」とは、同等の職員であると考えられます。
- (2) 請求人が上記の事実関係を把握する契機となったのは、「上尾市役所第3別館内の上尾市PTA連合会(市P連)事務局とされるスペースについての使用状況等」について情報公開請求をおこなったことによります。開示された市P連の規約には「事務局員は上尾市教育委員会内の社会教育指導員がこれにあたり庶務会計をおこなう」とあります(別紙事実証明書③)。その一方で、「令和4年度 上尾市PTA連合会本部役員」には「事務局員 a 家庭教育支援員」と記載されていることから、「社会教育指導員」であろうが「家庭教育支援員」であろうが、市P連事務局としては差異が無いことが読み取れます(別紙事実証明書④)。
- (3) 上尾市教育委員会が「家庭教育支援員」に対して示している「勤務条件説明書」は、令和5年4月1日から「勤務先:生涯学習課(上尾市PTA連合会事務局)」と記載されるようになりました(別紙事実証明書⑤)。

(※令和2~4年度の勤務条件説明書は、別紙事実証明書⑥~⑧)

この記載は明らかに市P連の規約と齟齬を生じていますが、上記(2)で述べたように、市P連の事務局で勤務する職員は「社会教育指導員」か「家庭教育支援員」のいずれかであること、つまり、どちらの職であろうとも、「勤務条件説明書」における報酬の格付に影響を与えるものではないと考えられます。

(4)会計年度任用職員制度が開始された令和2年度以降、b氏およびa氏が「社会教育指導員」または「家庭教育支援員」として任用されています。

しかしながら、両氏にかかる報酬等の基礎となる号給は、任命権者である上尾市

教育委員会の過誤により、本来の格付とは異なる号給が発令されたものであると、相当な確実さをもって予測されます。すなわち、家庭教育支援員について社会教育指導員よりも4号給上位に格付けするのは不当であると言えます(別紙事実証明書 ⑨)。

- (5)請求人は、上記(4)のうち、「家庭教育支援員」として任用された a 氏について、「社会教育指導員の報酬が 2 級 5 号給であるにもかかわらず、家庭教育支援員の報酬が 2 級 9 号給とされた合理的な理由が判別できる文書・資料等」の開示を求めましたが、「文書不存在により非公開」の処分が下されました。この処分に関しては、生涯学習課職員からは口頭での説明もありませんでした(別紙事実証明書⑩)。
- (6) 以上の事実関係等に基づき、本請求書では、令和4年度・令和5年度に「家庭教育支援員」として任用された a 職員に対してすでに支払われた過去1年分の報酬および期末手当の内、過払い分(本来の格付との差額)である 42,238 円については、地方自治法第242条第1項に定められた「不当な公金の支出」にあたることから、返還措置を求めるものです(別紙⑪ a 職員にかかる過去1年間の報酬・期末手当支給状況および過払額内訳書)。

なお、「家庭教育支援員」の任用が開始された令和3年度に遡及して報酬および期末手当の過払い分の返還措置を求めることも可能かと思われますが、令和3年4月分から令和4年5月分までの「不当な公金の支出」については、すでに1年以上経過しており、遡及して返還措置を求める正当な理由、すなわち「請求の対象となる行為が秘密裡に行われたものであること」「その行為を相当な注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることができなかったといえること」に該当するか否かについては、請求人が判断することは困難です。

したがって、今回の請求では過去1年間についての「不当な公金の支出」についての返還措置請求となりますが、上述のとおり、「家庭教育支援員」に対して支払う報酬の格付については明確な瑕疵が認められることから、監査委員におかれましては、出来る限り遡及したうえでの厳正な監査をお願いするものです。同時に、「家庭教育支援員」にかかる現行の報酬の格付が適正であるかの監査もお願いいたします。

[時系列での整理:請求の要旨(1)関連]

令和2年4月 上尾市における会計年度任用職員制度開始

令和2年4月 b氏を会計年度任用職員(社会教育指導員)として任用

令和3年2月 上尾市教育委員会令和3年2月定例会において、議案第8号とし

て、「社会教育指導員」の内、PTAに関する事務を行う職員を「家

庭教育支援員」とすることを決定。

令和3年4月 b氏を会計年度任用職員(家庭教育支援員)として任用

令和4年4月 a氏を会計年度任用職員(家庭教育支援員)として任用

令和5年4月 a氏を会計年度任用職員(家庭教育支援員)として任用

(現在に至る)

4 事実証明書 (請求人から提出された「別紙 事実証明書」に沿って文書名を記載)

- ① 上尾市教育委員会 令和3年2月定例会 会議録より該当部分を転記
- ② 上尾市教育委員会 令和3年2月定例会 議案第8号
- ③ 上尾市PTA連合会規約(現行のもの)
- ④ 令和4年度 上尾市PTA連合会本部役員(名簿)
- ⑤ 上尾市会計年度任用職員勤務条件説明書(令和5年度分)
- ⑥ 上尾市会計年度任用職員勤務条件説明書(令和2年度分)
- ⑦ 上尾市会計年度任用職員勤務条件説明書(令和3年度分)
- ⑧ 上尾市会計年度任用職員勤務条件説明書(令和4年度分)
- ⑨ 根拠となる条例・規則
- ⑩ 上教生第87号文書「行政文書非公開決定通知書」
- ① a 職員にかかる過去1年間の報酬・期末手当支給状況および過払額内訳書
- ② 上教生第 141-1 号「行政文書一部公開決定通知書」
- ③ 上教生第 141-2 号「行政文書一部公開決定通知書」
- (4) 市P連HPより「よくある質問」
- ⑤ 上教生第 141-3 号「行政文書非公開決定通知書」
- ⑥ 上教生第 1055-6 号「行政文書非公開決定通知書」
- ⑪ 上教生第 1055-7 号「行政文書非公開決定通知書」

5 要件審査

本件請求は、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和5年6月8日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求は、家庭教育支援員に係る報酬及び期末手当(以下「報酬等」という。)の基礎となる号給が、市教育委員会の過誤により本来の格付とは異なる号給が発令されたものであり、家庭教育支援員が社会教育指導員よりも4号給上位に格付するのは不当であることから、家庭教育支援員として任用されたa氏に支払われた過去1年分の報酬等のうち、本来の格付により算定された報酬等との差額分について、教育委員会及びa氏に対し返還するよう措置請求があったものである。

したがって、家庭教育支援員を社会教育指導員よりも4号給上位に格付し報酬等を支出したことが、不当な公金の支出に該当するかを監査対象事項とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年6月26日に 証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人による陳述がなされた。

また、請求人より事実証明書として、上記「第1 請求の受理」「4 事実証明書」の⑫から⑪までの追加の書類の提出があった。

3 監查対象部

総務部及び教育総務部を監査対象とし、関係職員から事情聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

本件請求に係る事実関係について、関係書類の調査及び事情聴取により確認した事項は、次のとおりである。

(1) 規則の制定及び改正

「上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例」が令和2年4月1日に施行されて、社会教育指導員は地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員と位置づけられた。また、「上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則」が同日施行され、社会教育指導員の初任給は、同規則別表第4に定める行政職初任給基準表により、同規則別表第1に定める行政職報酬等基準額表の2級5号給と規定された。

その後、令和3年2月17日開会の令和3年上尾市教育委員会2月定例会に「上尾市教育委員会事務局組織規則及び上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正する規則」が提出され、会計年度任用職員として、家庭教育支援員を置くことが同定例会で可決された。同定例会の審議において、教育総務部より「社会教育指導員のうちPTAの関係に携わっている者を家庭教育支援員に職名を変更する。」と説明されている。

また、同年3月に「上尾市会計年度任用職員の種類及び職名に関する規則等の一部を改正する規則」が職員課により起案され、市長決裁を経て4月1日に施行されると、これにより家庭教育支援員は会計年度任用職員として位置づけられるとともに、初任給は2級9号給と規定された。当該改正規則の起案理由には、社会教育指導員のうち市PTAとの連絡調整の業務等を行うものを家庭教育支援員とし、報酬の格付を2級5号給から2級9号給に変更することが記されている。

(2) 家庭教育支援員の新設と格付の根拠

教育総務部への事情聴取によれば、家庭教育支援員が新設された理由は、社会教育指導員と業務内容が異なるためとのことである。事情聴取の際に、家庭教育支援員と社会教育指導員の業務について、書類での提出を依頼し、後日、生涯学習課から所要の書類が提出された。

提出された書類及び事情聴取によると、家庭教育支援員と社会教育指導員の業務は次のとおりである。

ア 家庭教育支援員

家庭教育支援員は、市教育委員会と市PTA連合会との連絡調整、同連合会事務の支援、同連合会事業の支援及びPTAに係る相談対応を行っている。人数は1名のため代替性はない。また、市PTA連合会は学校単位のPTAと学校で構成されている組織であることから、PTAや学校の事情に精通していることが望ましく、経験や専門性が求められる。

イ 社会教育指導員

社会教育指導員は、公民館に配属され、講座の企画や実施、貸館の受付等の業務に、 館長や他の職員の指導のもとで従事している。また、各公民館に2名ずつ配置されて おり、ある程度代替性のある職種である。

上記の業務内容の違いは家庭教育支援員の職名が社会教育指導員であった頃から存在していたものであり、業務の異なる二者を区別させるため、家庭教育支援員を新設し独立させたとのことである。また、それと同時に号給も業務の専門性の高さに見合う格付としたとのことである。

(3) 号給変更の手続

総務部への事情聴取によると、会計年度任用職員のいずれの職においても、その職を 所管する課から号給変更の協議があった場合、変更に合理性があるかどうか確認してい るとのことである。類似した業務を行う他の会計年度任用職員や他市と比較するなどバ ランスを確認し、号給変更の合理性が認められれば、地方公務員法第55条第1項の規 定による職員団体との交渉を経た後、規則改正の手続を進めている。家庭教育支援員の 号給の決定についても同様の手続を踏んでいるとのことである。

(4) 行政職報酬等基準額表2級9号給を初任給とする職

総務部への事情聴取の際に、行政職報酬等基準額表2級9号給を初任給とする職の業務内容について、書類での提出を依頼し、後日、職員課から所要の書類が提出された。 提出された書類によると、主な業務内容は、少年愛護センター専門相談員が「保護者や青少年本人からの青少年についての相談のほか、関係機関との連携等の業務を行う。」、保育所相談員が「保護者や職員からの相談への指導、助言、児童の観察・保育支援のほか、保育所の巡回相談、保護者や小学校就学に向けた講話等の就学支援や小学校との連携等の業務を行う。」、交通防犯員が「防犯パトロール等の防犯啓発活動のほか、上尾警察署や学校関係者との防犯に関する情報提供や連携等の業務を行う。」とのことである。

(5) 任用

地方公務員法第22条の2第1項では「会計年度任用職員の採用は、(中略)競争試験 又は選考によるものとする。」とされており、家庭教育支援員及び社会教育指導員は選 考を実施している。

教育総務部への事情聴取によると、「家庭教育支援員の任用は、業務の特殊性により 公募を行っていない。一方、社会教育指導員の任用は、公募を行っている。」とのこと である。

なお、総務省自治行政局公務員部より示されている「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」によると、選考においては公募を行うことが法律上必須であるものではないとされている。

2 判断

以上の事実関係の確認の結果から、次のとおり判断する。

本件請求において、請求人は、家庭教育支援員に係る報酬等の基礎となる号給が、市 教育委員会の過誤により本来の格付とは異なる号給が発令されたものであり、家庭教育 支援員が社会教育指導員よりも4号給上位に格付されたことにより、市に不当な公金の 支出が生じたものであると主張する。

家庭教育支援員の初任給については、前述した「1 事実関係の確認」(2)のとおり、 社会教育指導員のうち、市PTA連合会との連絡調整やその事務の支援など、公民館(人 権教育集会所を含む。)に勤務する他の社会教育指導員よりも専門性の高い業務をして いた1名を家庭教育支援員として独立させ、その業務内容に応じた号給に格付したもの である。

また、2級9号給の妥当性については、事実確認「1 事実関係の確認」(3)及び(4) のとおり、職員課において他の会計年度任用職員とのバランス等の確認が行われ、職員 団体との交渉も経ている。

なお、請求人は、陳述において家庭教育支援員の任用に不透明さが生じていると主張しているが、このことに関しては、事実確認「1 事実関係の確認」(5)のとおり、家庭教育支援員の任用は選考によるものであり、事前に公募を行うことは法律上必須とされていない。

以上のことから、家庭教育支援員を社会教育指導員よりも4号給上位に格付し、それに基づいて報酬等を支出したことは違法又は不当であったとは言えないことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

3 結論

以上のとおり、請求人が求める措置については理由がないことから、本件請求を棄却 する。

4 意見

本件監査の結論としては上記のとおりであるが、監査を実施する過程において、号給の格付に係る資料が保存されていなかった。

行政文書は、市民の知る権利を具体化するために必要な市民共有の財産であることから、適正な管理が図られるべきである。

ついては、保存すべき文書をよく検討するとともに、これを管理・保存する部署を明確にし、保存すべき文書が確実に保存されるよう、行政文書の適正な管理が行われることを望むものである。